

## 申入れ協議終了のご連絡

令和7年3月4日

〒060-0061

札幌市中央区南1条西10丁目4番地南大通ビルアネックス6階

田中・渡辺法律事務所

株式会社アイヴィ・サービス 代理人

弁護士 渡 邊 宙 様

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目1番55ほくろウビル3階

内閣総理大臣認定 特定適格消費者団体・適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

理事長 松 久 三 四 彦

TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887

貴社からの令和7年1月14日付け回答書(2)（以下「回答書(2)」といいます。）を受けまして、下記のとおり、ご連絡いたします。

### 記

回答書(2)を拝見しましたところ、調査委任契約書の契約条項中、基本料金に関する解約手数料の点につきましては、修正後の金額につきましても、かかる金額の平均的損害が発生しているか疑義があるところです。もっとも、当法人が申入れを行った上記条項以外の条項につきましては、当法人の申入れに従い、概ね改善いただいたものと考えます。そのため、これをもちまして、今回の申入れに関する協議は終了させていただきたいと思えます。ご理解いただきまして、ありがとうございました。

当法人では、引き続き、消費者被害防止の活動を行ってまいりますので、今後も消費者からの情報提供がなされた場合には必要に応じて貴社に対する再度の申入れをさせていただく場合もありますので、その旨ご留意ください。

最後に、これまでやり取りさせていただいた申入書及び貴社の回答書につきましては、当法人のウェブサイト上ですでに公表しておりますが、本書面につきましても同様に公表させていただきますことを申し添えます。

以上